

被災者支援制度ガイドブック

(令和3年福島県沖を震源とする地震災害)

新 地 町

(令和3年3月5日現在)

(住民向け)

- 罹災証明に関する事..... 2
- 住まいに関する事..... 2
- 生活資金に関する事..... 4
- 減免・猶予に関する事..... 8
- 要件緩和に関する事..... 11

(事業者向け)

- 商工関係..... 12
- 農林水産関係..... 14

(共通)

- 各種相談..... 16
- その他..... 20

- ◎ お問い合わせ先一覧..... 21
 - [新地町]
 - [福島県]

(住民向け)

●罹災証明に関すること

制度の名称	罹災証明の交付
支援の種類	証明
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家の被害状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」です。 ●罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。
お問い合わせ	●新地町税務課 電話：62-2119

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村へ申込、市町村が業者に依頼して実施します。 ●修理限度額 大規模半壊、中規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 準半壊：30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村[*]において、以下の要件を満たす方が対象です。 ① 災害により住宅が準半壊又は半壊、中規模半壊、大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります） ② 応急仮設住宅（いわゆる借上住宅を含む）等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。）※ただし、以下の場合を除く ア 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合 イ 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合 なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること ③ 自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません） <p>※災害救助法が適用された市町村（17市町） 福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町</p>
お問い合わせ	●新地町都市計画課 電話：62-2113

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修，保全，増築，改築等に必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
活用できる方	●住宅が全壊・半壊，全焼・半焼，流出，床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	●新地町健康福祉課 電話：62-2931 ●福島県相双保健福祉事務所児童家庭支援チーム 電話：0244-26-1134	

制度の名称	新地町土砂災害等復旧工事支援助成金	
支援の種類	給付	
制度の内容	●災害により、土砂等が流入又は流出したため建物（住家・非住家）又は建物敷地（建物端部からの離隔が10mを超えない範囲。ただし、建物への進入路は除く。）に被害を受けた者が、その土砂等の除去又は埋め戻し等を行う場合に、復旧工事に要する費用に対して助成する。	
	①災害：最大24時間雨量80mm以上又は、時間雨量が20mm程度以上の降雨、最大平均風速15m以上で発生した災害及び地震による地すべり等の災害。 ②土砂等：土、がれき、砂利、転石、又は土砂と一緒に流入、流出した竹木。 ③除去：災害により流入した土砂等を撤去すること。 ④埋め戻し等：災害により土砂が流出した箇所に土を埋め戻すこと又は盛土等を行うこと。	
	●復旧工事に要する費用の2分の1とし、50万円を限度とする。	
活用できる方	次の各号のいずれにも該当するもの ●土地所有者又は借地権者で、住宅等の所有者 ●被災者であることの証明（罹災証明書又は被災証明書）を受けた者 ●復旧工事（当該費用が10万円以上のものに限る。）を行った者 ●住宅等を再築する場合、被災箇所と同一箇所に再築する者 ●災害等廃棄物処理事業費補助金、その他国県等補助事業の要件に該当しない者及び事業	
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111	

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ※1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※1 中規模半壊世帯の場合、基礎支援金は支給されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ※2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※2 加算支援金について、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。 中規模半壊世帯の場合、各該当欄の金額が1/2になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援金の使途は制限されません。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください 		住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です (※)下記の世帯を含みます <ul style="list-style-type: none"> ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。 ■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)。 ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 																			
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111																			

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和3年2月13日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同じ居し, 又は生計を同じくしていた者に限る。) <p>※県内の全市町村対象</p>
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111

制度の名称	新地町災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者一人につき10万円を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同じ居し, 又は生計を同じくしていた者に限る。)
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和3年2月13日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方 <p>※県内の全市町村対象</p>
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111

制度の名称	新地町災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全焼、全壊又は流出、半焼又は半壊・床上浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・1世帯につき10万円を支給
活用できる方	●災害により被害を受けたとき、新地町に住所を有し自己の居住する家屋が損壊又は焼失した世帯の世帯主
お問い合わせ	●新地町総務課 電話：62-2111

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付, 現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に, 健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に, 困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては, 各種の社会保障施策による支援, 不動産等の資産, 稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また, 扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は, 生活扶助, 教育扶助, 住宅扶助, 医療扶助, 介護扶助, 出産扶助, 生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は, 医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし, それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は, 厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●新地町健康福祉課 電話: 62-2931 ●福島県相双保健福祉事務所生活保護課 電話: 0244-26-1137

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付(融資)						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付利率</td> <td>学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証人等</td> <td>(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	貸付利率	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等	保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
貸付利率	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等						
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要						
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり						
お問い合わせ	●株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話: 0570-008656						

●減免・猶予に関すること

制度の名称	心身障害者扶養共済制度掛金
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により家屋が全壊または大規模半壊の被害を受けた加入者であり、県が認める場合、掛金の全部または一部を免除します。
お問い合わせ	●新地町健康福祉課 電話：62-2931 ●福島県障がい福祉課 電話：024-521-7170

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	●福島県教育庁財務課（電話：024-521-7754）又は、在籍する各学校

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対し、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	●在籍する各学校（事務担当）

制度の名称	私立高等学校等授業料減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	●在籍する各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	●在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） 電話：03-6743-6011 ●在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
支援の種類	住宅ローンなどの免除・減額
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。本制度のメリットは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。 ・財産の一部を手元に残せます（具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。）。 ・債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。 ●債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ※具体的な手続等は、一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご確認ください。 http://www.dgl.or.jp/guideline/
活用できる方	●自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれ、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当するなどの一定の要件を満たした個人。
お問い合わせ	●最も多額のローンを借りている金融機関等

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	返済方法変更（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅金融支援機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含む）をご返済中の方で、地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた方には、返済方法の変更のメニューを用意しています。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年間。 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、0.5～1.5%減。(注) (注)フラット35の金利の引下げについては、り災による家計収支の悪化の程度にかかわらず一律0.5%減となります。 3. 返済期間の延長：り災による家計収支の悪化の程度に応じて、1～3年。 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はご返済中の金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が申請できます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方。 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方又はご返済が難しくなった方。 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 電話：0120-086-353（通話無料）

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入・補修）																					
支援の種類	貸付（融資）																					
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利（令和3年2月1日現在：金利は毎月改定します） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">【団体信用生命保険に加入する場合】</td> <td>【団信に加入しない場合】</td> </tr> <tr> <td>新機構団信</td> <td>年 0.74%</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; text-align: center;">年 0.54%</td> </tr> <tr> <td>新機構団信（デュエット）</td> <td>年 0.92%</td> </tr> <tr> <td>新3大疾病付機構団信</td> <td>年 0.98%</td> </tr> </table> ●融資限度額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">建設</td> <td>土地を取得する場合（注）</td> <td>：3,700万円</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>：2,700万円</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td></td> <td>3,700万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td></td> <td>1,200万円</td> </tr> </table> <p>（注）土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。</p> ●その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。 	【団体信用生命保険に加入する場合】		【団信に加入しない場合】	新機構団信	年 0.74%	年 0.54%	新機構団信（デュエット）	年 0.92%	新3大疾病付機構団信	年 0.98%	建設	土地を取得する場合（注）	：3,700万円	土地を取得しない場合	：2,700万円	購入		3,700万円	補修		1,200万円
【団体信用生命保険に加入する場合】		【団信に加入しない場合】																				
新機構団信	年 0.74%	年 0.54%																				
新機構団信（デュエット）	年 0.92%																					
新3大疾病付機構団信	年 0.98%																					
建設	土地を取得する場合（注）	：3,700万円																				
	土地を取得しない場合	：2,700万円																				
購入		3,700万円																				
補修		1,200万円																				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設、購入又は補修される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が申込できます。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。 																					
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 電話：0120-086-353（通話無料） 																					

●要件緩和に関すること

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1 / 2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します（翌年に災害を受けた年の所得を審査し、制限限度額を上回る場合、返還が必要です。）。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当については、福島県児童家庭課 電話：024-521-7176 ●その他については、新地町健康福祉課 電話：62-2931

(事業者向け)

●商工関係

制度の名称	福島県中小企業制度資金																				
支援の種類	貸付（融資）																				
制度の内容	<p>○外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている方。 （売上高等が3%以上減少又は減少する見込み） ※ 自然災害以外の要件でご利用いただける場合もありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。 ● 融資限度額 運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 （併用時は7,000万円限度） ● 融資期間 10年以内（うち据置3年以内） ● 融資利率 固定年2.0%以内 変動年1.5%以内 ● 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.35%～1.35%（責任共有制度対象で80%保証） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.10%</td> <td>0.95%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保証人 法人：原則として1名以上、個人：必要により（原則第三者保証人は不要） ● 取扱期間 令和3年3月31日融資実行分まで <p>（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●【融資の申込】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ●【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288 																				

制度の名称	災害復旧貸付（日本政策金融公庫）								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ● 日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>3千万円（各融資制度に上乗せされる金額）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table>	貸付限度額	3千万円（各融資制度に上乗せされる金額）	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	3千万円（各融資制度に上乗せされる金額）								
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	● 中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-523-2341 ● 中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-522-9241 								

制度の名称	災害復旧貸付（商工組合中央金庫）					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>限度の定めなし</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金 20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </table>		貸付限度額	限度の定めなし	償還期間	設備資金 20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付限度額	限度の定めなし					
償還期間	設備資金 20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち3年以内の据置可能）					
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等					
お問い合わせ	●商工組合中央金庫 福島支店 電話：024-526-1201					

●農林水産関係

制度の名称	制度資金（農業・林業分野）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>○農林漁業セーフティネット資金（災害）</p> <p>日本政策金融公庫等が、災害により被害を受けた農林漁業者に対して、経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●返済期間 10年以内（うち据置期間3年以内） ●融資限度額 （一般）600万円、（特認^{（※1）}）年間経営費等の6/12以内 ●利率 0.16%（令和3年1月19日現在）※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。 ●参考URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021fukushima.html <p>（※1）帳簿記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用</p> <p>○農林漁業施設資金（災害復旧施設）</p> <p>日本政策金融公庫等が、災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） ●融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特例1施設当たり600万円^{（※2）}）のいずれか低い額 ●利率 0.16%～0.20%（令和3年1月19日現在） ※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。 ●参考URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021fukushima.html <p>（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用</p>
活用できる方	●災害の被害を受けた主業農業者・林業者等（ 市町村長が発行する「被災証明書」が必要です ）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●（株）日本政策金融公庫 福島支店 農林水産事業 電話：024-521-3328 ●公庫資金を取り扱う金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合）

制度の名称	制度資金（水産分野）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>○農林漁業セーフティネット資金（災害） 日本政策金融公庫等が、災害により被害を受けた農林漁業者に対して、経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●返済期間 10年以内（うち据置期間3年以内） ●融資限度額（一般）600万円、（特認^{（※1）}）年間経営費等の6/12以内 ●利率 0.16%（令和3年1月19日現在）※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。 ●参考URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/2021fukushima.html <p>（※1）帳簿記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用</p> <p>○農林漁業施設資金（災害復旧施設） 日本政策金融公庫等が、災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内） ●融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特例1施設当たり600万円^{（※2）}）のいずれか低い額 ●利率 0.16%～0.20%（令和3年1月19日現在） ※利率は、貸付時期、返済期間により異なります。 ●参考URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/2021fukushima.html <p>（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用</p> <p>○漁業近代化資金 漁船の改造・建造又は取得、漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ●融資限度額 漁船漁業：9千万円（20トン未満漁船を使用する者） 3億6千万円（20トン以上漁船を使用する者） 養殖業者：9千万円（個人）、3億6千万円（法人） 漁協等：12億円 ●融資期間 20年以内（うち据置期間3年以内） ●参考URL https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035e
活用できる方	<p>○農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害の被害を受けた漁業者（市町村長が発行する「被災証明書」が必要です） <p>○漁業近代化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●漁業者、水産加工業者
お問い合わせ	<p>○農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫 福島支店 電話：024-521-3328 <p>○漁業近代化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福島県信用漁業協同組合連合会 電話：0246-29-2331 <p>○県への相談：県庁 水産課 電話：024-521-7379 又は水産事務所 電話：0246-24-6174</p>


(共通)

●各種相談

相談窓口名	福島県弁護士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者支援のための情報提供、生活再建に関する相談等。 なお、法律問題に限らず、今回の災害における困りごとについて相談ください。 ●実施時間：平日14時～16時
お問い合わせ	●電話：024-534-1211、024-925-6511、0246-25-0455 (相談料無料)

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災に伴う休暇の取扱いに関する相談 ●雇用保険（失業給付）の手続き等に関する相談 ●労災保険における給付の手続き等に関する相談 ●健康保険証や年金手帳の再発行等に関する相談 など ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	●電話：024-526-2270（相談料無料）


相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル 電話：0570-078374(おなやみなし) ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k


相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 電話：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●家族、夫婦、友人や学校、職場、地域での悩み、女性、男性、LGBTの生きづらさなどの相談対応。また、配偶者、恋人からの暴力（DV）についての相談対応。 ●その他、法律に関わる相談、女性のためのカウンセリングを行う。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県男女共生センター相談室 電話：0243-23-8320（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約。） （一般相談）火・木～日／9：00～12：00, 13：00～16：00 水／13：00～17：00, 18：00～20：00 ※男性相談員 火／17：00～20：00 （法律相談）第3水曜／13：30～15：30（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10：00～11：00（面接のみ） 第3金曜／13：30～14：30（ " ）

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10：00～20：00 火・木／10：00～16：00

相談窓口名	女性のための相談支援センター
相談内容、概要等	● 女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます 【受付時間：午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）】
お問い合わせ	● 電話：024-522-1010

相談窓口名	DV相談
相談内容、概要等	● 配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）に関する相談を受け付けています
お問い合わせ	<p>● DV相談+（プラス） 電話：0120-279-889（24時間受付） メール：https://soudanplus.jp/ にアクセス（24時間受付） チャット：https://soudanplus.jp/ にアクセス（受付時間：正午～午後10時）</p> 

相談窓口名	外国人住民のための相談
相談内容、概要等	● 災害に関する外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語
お問い合わせ	<p>● 実施日時 【英語、中国語、日本語】（相談員による対応） 火～土／9時～17時15分 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（通訳員による対応） 木／10時～14時 ※第4、5木曜日は事前予約が必要です。 【タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】 （外部の通訳サービスによる対応） 火～土／9時～17時15分</p> <p>● 実施場所（来所相談及び電話相談） 福島県国際交流協会（福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https:// worldvillage.org/ 電話：024-524-1316 FAX：024-521-8308 ※日、月、祝日、年末年始は休業</p> 

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	●児童相談所共通ダイヤル 1 8 9 にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●被災したことや避難生活により、眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、電話でご相談ください。
お問い合わせ	●こころの健康に関するご相談 福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く） 9：00～17：00 電話：024-535-5560

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	●消費生活センターの消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 ●消費者ホットライン（局番なし 188）、又は下記消費生活センターへ電話ください。 ●「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話がつながります。
お問い合わせ	●福島県消費生活センター（受付時間：月～金曜日 9:00～18:30、第4日曜日9:00～16:30） 電話 024-521-0999

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 ●支援内容 （1）被災したペットの飼い主等からの相談受付 （2）避難所におけるペットの飼養管理支援 （3）所有者不明犬猫の保護及び譲渡 等
お問い合わせ	●福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま） 電話：024-953-6400 ● " 会津支所 電話：0242-29-5517 ● " 相双支所 電話：0244-26-1351

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021fukushima.html （日本政策金融公庫）
お問い合わせ	●相談時間／平日 9：00～17：00 電話：0120-154-505

相談窓口名	ふるさと福島就職情報センター
相談内容, 概要等	就労相談
概要	●福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・就職に役立つイベント情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。
お問い合わせ	●相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く） 10：00～19：00 電話：024-525-0047

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容, 概要等	労働関係の相談
概要	●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談をお受けしています。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	●相談時間 平日の9：00～16：00 電話：0120-610-145

制度の名称	商工関係事業所相談
相談内容, 概要等	相談
概要	●被災を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労、被災した設備等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290

相談窓口名	被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）
相談内容, 概要等	●被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けております
お問い合わせ	●相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00 電話：024-521-7698

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	●新地町社会福祉協議会（ボランティアセンター） 電話：62-4213 ●災害ボランティア情報（福島県社会福祉協議会） (http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/1000/1105.html)

◎お問い合わせ先一覧

[新地町]

所属名		電話番号	主な業務内容
総務課	総務係	62-2111	行政秘書、表彰、文書、人事給与、条例、情報公開、行政区長、防災 【被災者支援制度】 被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、新地町災害弔慰金、災害障害見舞金、新地町災害見舞金、新地町土砂災害等復旧工事支援助成金
	財政係		町財政、予算編成、地方交付税、町有財産の管理
企画振興課	企画調整係	62-2112	町総合計画、広報広聴、統計調査、土地利用
	環境未来まちづくり振興係		商業の振興、観光、特産品振興、地域づくり
	企業立地推進室		工業振興、地域開発、企業誘致、工場立地
税務課	税務係	62-2119	町民税、町たばこ税、入湯税、国民健康保険税
	固定資産係		固定資産税、公図の管理、軽自動車税、納税貯蓄組合 【被災者支援制度】 罹災証明の交付
町民課	町民係	62-2115	戸籍、住民登録、印鑑登録、外国人登録、各種証明
	生活環境係	62-2116	一般廃棄物、浄化槽設置届、消費者行政、交通、防犯、野生動物保護、畜犬、ボランティア 【被災者支援制度】 災害ごみの受け入れ（令和3年3月14日まで）
	子育て支援係		保育所、放課後児童クラブ
健康福祉課	福祉係	62-2931	介護保険、障害福祉、児童福祉、母子福祉、生活保護、民生委員、老人憩の家 【被災者支援制度】 母子父子寡婦福祉資金、生活保護、心身障害者扶養共済制度掛金、児童扶養手当等の特別措置
	保険係		国保給付、後期高齢者医療保険、国民年金
	健康係 (保健センター)	62-2096	住民検診、予防接種、訪問指導、献血、栄養指導
農林水産課	農林水産係	62-2194	農業・水産業・畜産業・林業の振興、農作物病害虫防除
	農林整備係	2194	農業農村整備事業、農林道、農地等災害復旧、湛水防除施設管理
建設課	建設係	62-2114	道路・橋梁・河川・その他土木施設の建設・維持管理、常磐自動車道
	復興推進室事業係	2114	復興事業（防災緑地、防災集団移転事業）、沿岸部跡地利活用
	復興推進室計画係	62-2134	復興交付金事業計画、被災者支援総合交付金、住まい再建事業
都市計画課	都市計画係	62-2113	公園維持管理、土地区画整理事業、開発許可、屋外広告物、建築確認
	住宅係		町営住宅・定住促進住宅・災害公営住宅管理、空家対策事業、移住定住、空き家対策 【被災者支援制度】 住宅の応急修理（災害救助法）
	下水道係		公共下水道事業、農業集落排水事業
会計室	会計係	62-2128	町公金の収入・支出

教育委員会 教育総務課	総務学校係	62- 4477	教育行政、小・中学校管理、文化財保存、史跡整備
	生涯学習係 (公民館)	62- 2085	生涯学習、社会教育、各種教室、国際交流、総合公園管理、男女共同参画推進事業
図書館		62- 5031	図書の管理・貸出、図書館維持管理

議会事務局	62- 2190	議会運営、議会広報
-------	-------------	-----------

農業委員会事務局	62- 2195	農地の売買、賃借、転用、農業者年金
----------	-------------	-------------------

選挙管理委員会	62- 2111	選挙
---------	-------------	----

[新地町社会福祉協議会]

新地町社会福祉協議会	62- 4213	【被災者支援制度】 ボランティアの派遣依頼
------------	-------------	--

[福島県]

名称	管轄	電話番号
福島県庁（代表番号）		024-521-1111
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談・ご申請をお願いします。	024-521-2682
県中地方振興局県税部		024-935-1241
県南地方振興局県税部		0248-23-1514
会津地方振興局県税部		0242-29-5241
南会津地方振興局県税部		0241-62-5212
相双地方振興局県税部		0244-26-1124
いわき地方振興局県税部		0246-24-6030
保健福祉事務所		
県北保健福祉事務所	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健福祉事務所	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健福祉事務所	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健福祉事務所	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5504
南会津保健福祉事務所	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健福祉事務所	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1332
建設事務所		
県北建設事務所	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の道路・河川等の整備、維持管理	024-521-2529
保原土木事務所	【所管区域】伊達市、伊達郡（桑折町及び国見町に限る）	024-575-2151
二本松土木事務所	【所管区域】二本松市、本宮市、安達郡	0243-22-1151
県中建設事務所	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の道路・河川等の整備、維持管理	024-935-1459
三春土木事務所	【所管区域】田村市、田村郡	0247-62-3151
須賀川土木事務所	【所管区域】須賀川市、岩瀬郡	0248-75-3196
石川土木事務所	【所管区域】石川郡	0247-26-2138
県南建設事務所	白河市、西白河郡、東白川郡の道路・河川等の整備、維持管理	0248-23-1526
棚倉土木事務所	【所管区域】東白川郡	0247-33-3131
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡の道路・河川等の整備、維持管理	0242-29-5444
宮下土木事務所	【所管区域】河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村	0241-52-2311
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-24-5719
猪苗代土木事務所	【所管区域】耶麻郡猪苗代町、同郡磐梯町、同郡北塩原村大字檜原	0242-62-3102
南会津建設事務所	南会津郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-62-5322
山口土木事務所	【所管区域】南会津郡（旧田島町及び下郷町を除く）	0241-72-2234
相双建設事務所	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の道路・河川等の整備、維持管理	0244-26-1221
富岡土木事務所	【所管区域】双葉郡	0240-23-5558
いわき建設事務所	いわき市の道路・河川等の整備、維持管理	0246-24-6122
勿来土木事務所	【所管区域】いわき市のうち植田町、遠野町、田人町等	0246-63-2131